

## いまどきの大学 「大学自治」 3題

—京大、立命館、追手門学院—

山本正志

「大学の自治」が風雲急を告げている。1933年の京大事件（滝川事件）から80年余り、河上肇が京大を辞したのはその5年前のことであった。昨年の国会で学校教育法・国立大学法人法の改悪が強行されたが、今、多くの大学で文部科学省への進捗状況の報告が求められており、急いで「学内規程の改定」をする大学、全く無視を決めこむ大学、従来の方式（教授会自治の堅持）を再確認する大学、その他の事例が報告されている。（前掲4月号 川村肇独協大学教授「大学の自治と学問の危機」）

私は京都・滋賀をエリアとする京滋私大教連に所属する大学教職員を中心に組織されている「高等教育研究会」事務局長の任にあるが、この2、3年はまさに「風雲急を告げる」事態が相継いでいて目が離せない。ここでは最近の事例として、3つの大学の問題について報告したい。

### （1）京大総長選挙をめぐる

昨年4月20日、京大で、「いま、大学の自治を問う」—京大での総長選挙廃止の動きと大学「改革」—というシンポジウムが開催された。

高山佳奈子京大職組副委員長と西牟田祐一委員長の報告を聞いて「まさか京大が…」と正直驚かされた。簡単に経過をたどっていくと、

京大職組は2013年11月ころに「総長選挙廃止の動きがある」という情報をキャッチ、情報によると、総長選挙会議で、学外委員6名（有本建男、大竹伸一、門川大作、土岐憲三、堀場雅夫の各氏と議長の安西祐一郎氏）中教審会長・前慶応義塾長が「総長選挙規程」を改定し、これまでの「学内意向投票」を廃止しようとしていることがわかった。これに対し学内委員6人（研究科長）は危機感を持ち、結果して反対を表明した。

12月上旬、松本紘総長が部局長会議等で、現行制度上ありえない再選への意欲を示したことも、総長選挙廃止の動きの一端として全学に危機感が広がった。京大職組は急遽、全国署名に取り組み、12月24日昼、



時計台前での緊急集会を開催、全学に訴えた。

年が明けて2014年、総長選挙会議は1月17日、27日、2月15日、3月10日、27日と頻繁に開かれていく。4月16日の総長選挙会議では、学内委員全員の連名で、議長の安西祐一郎氏に対し議長交代要求が出された。1週間後の23日の会議には議長の安西氏は欠席、京大次期総長選挙に開

して従来の予備投票、意向投票による学内総長選挙を実施し、それを基礎に総長選挙会議が最終的な決定を行うことが全会一致で決定された。

6月2日 予備投票、教育研究評議会、得票数上位10名を候補者として総長選挙会議に推薦することを決定。  
6月19日 総長選挙会議、予備投票の得票数上位6名を学内意向投票候補者に決定。

7月3日 学内意向投票、過半数得票者がなく、上位2名での決選投票実施(①山極壽一氏②湊長博氏)決選投票で山極氏が過半数票を獲得。

7月4日 総長選挙会議、山極壽一氏を次期総長候補者に決定。

この間の総長選挙会議の内容は、後日、簡単な結論が公開されているのみで、発言者などの公表も議論のやり取りも不明である。なかには「人気投票になると、大きな学部の人を選ばれる。だから本当にいい人が選ばれない」といった発言もあったとか。

今回の総長選挙をめぐるエピソードを一つ。

「山極教授に投票しないで」といったビラが学内に掲示板に張り出された。その理由が「あの人が総長になつてしまうと世界の霊長類学の発展にとって大きな損失だ」ということらしい。山極氏も当選後のインタビューで「こ愁傷さまだね(笑)」と語っている。京大らしいこの思いを強くした。(「現代思想」2014/10 特集「大学崩壊」の西牟田論文に詳細)

このような経過をたどった京大総長選挙であったが、「世の中一般」では、あちこちで以前から「異常な」事態がおきていた。たとえば、国立大学の法人化後に

は、学外者が加わった学長選考会議によって、学内者による意向投票で第2位(それ以下)であった候補が学長に選ばれるという事態が、滋賀医科大学、岡山大学、新潟大学、山形大学、大阪教育大学、高知大学、九州大学で起こっている。2005年1月の東北大学総長選考会議では、学内構成員の選挙による総長の選出方式を廃止、選考会議が総長を選ぶ方式を制定している。2008年12月の富山大学の学長選考においては、20.5%しか獲得しなかった学長を選考会議が再任している。

京大総長選挙に関しては、学内外の反撃で一応危機を乗り越えたが、今、山極新総長のもとでも京大が抱えている課題は大きく、全国の国立大学が困難を伴う多くの問題を抱えていることは論を待たない。関係者の努力を見守りたい。

## (2)立命館大学総長選挙

2014年11月9日の総長選挙で吉田美喜夫氏が新総長に選出された。今回の総長選挙にあたっては、「吉田美喜夫立命館総長を実現する会」が結成されて

理事長派と前哨戦も展開され、激しい対決選挙となった。投票結果は、第1次投票 吉田氏193票、渡辺氏192票、第2次投票 吉田氏200票、渡辺氏193票。これらの経過は関係するネットによってたどることができる(総長公選制を実現し学園民主主義を創造する会)で検索。

吉田新総長の任期は2015年1月1日からであるが、11月28日の理事会において、吉田氏が提案した4人の内2人の副総長人事案に理事長が反対を表明、採決の結果否決された。新総長が提案した副総長人事が理事会において否決されるという事態は立命館の歴史の中で初めてのこと。ところが年が明けて1月23日の理事会において吉田総長が新しく提案した副総長人事は、反対意見もなく承認された。

ここで、立命館の総長選挙規程について概略を振り返ってみると、

1945年敗戦とともに立命館学園は、それまで国家主義的傾向の強かった学園の運営方向を改め、1945(昭和20)年11月、末川博氏を立命館大学学長に迎えて再出発した。

1949年3月、学園初の「総長公選制度」が始まっ

発行 吉田美善次立命館校長を実現する会 事務局 / 連絡先 水井清 (理事長)

2014年10月24日

吉田美善次立命館校長  
する会 第1号

**実現**  
News

"Believe in the Future, to too for the Future!"

【職員誌】

- 1 吉田美善次校長実現をめざす大集会(成功裏)に開催される
- 2 学園の一体感を取り戻す! 吉田美善次先生の魅力 第一弾(対談・全編)
- 3 吉田先生の名義
- 4 吉田先生の5つの魅力をおまじりください!
- 5 吉田候補を關心する会(職員対象)開催のご案内

1 吉田美善次校長実現をめざす大集会(成功裏)に開催される



2014年10月16日(木)、「吉田美善次校長実現をめざす大集会」が開催されました。会中冒頭、吉田美善次先生が推薦委員会による総長候補者となられたことへの感謝をお述べ、吉田先生はよく知るかたの分野の中では、必ずしもあなたにだけおける吉田先生を律する声の高まり、労働法という専門分野を論じて感動された。人間を大切にするという吉田先生の誠実な人間性、学部全体で働く職員もまた吉田先生の誠意と実行力が紹介されました。義を得した吉田先生の誠意では、学園の発展のために学園の一体感を取り戻すことや、各教壇現場との丁寧な議論を重ねながら、グローバル化への対応の先頭に立つ決意などが述べられ、100名以上の職員に熱く受け入れられることになりました。また、「吉田美善次立命館校長を実現する会」(以下、実現する会)の設立総会が閉幕して完了しました。会場は文字通り、吉田美善次立命館校長の実現を望む場となりました。

2 学園の一体感を取り戻す! 吉田美善次先生の魅力 第一弾(対談・全編)

【実現1】吉田先生は、総長候補者としてのどのような抱負をもっておられますか。

吉田美善次先生:

私は学生時代からの数より、64年間の、立命館で生活してきました。この経験で言うと、私にとって10年ほどはの期間だと、立命館の歴史の中で最も長い。社会的に評価される立命館をその中でつくりだしてきました。とくに私学を取りまく環境が厳しくなる中、学園の一体感を取り戻し、学園に「目的と情熱」の風をよみがえらせたと思います。

これは、決して簡潔な希望を述べているわけではありません。時間がかかっても学んで勉強すること、立命館は、新しい挑戦に挑戦し続けて、社会的に評価される立命館をその中でつくりだしてきました。しかし、近年は、学内での議論に信頼を寄せず、学園執行部によって重要事項が十分な議論なく意思決定され、それに振り回される事態が生じています。これが、既に学園で頑張っている人々の意欲をそだててはく、教育の質を下げている。このような状態を改善して、おと前回の学内ではありましたが、新たな一歩、学園全体の議論の場をより活発にしたいと思います。私、立命館を志して、おと前回の学内ではありましたが、新たな一歩、学園全体の議論の場をより活発にしたいと思います。新しいものをやるためには人は働きませんが、すでにいる職員でも人は働いています。この調子を良くしていくことが、人を大切にするということだと思っています。

た。戦後の初代総長として末川博氏が圧倒的多数の得票を得て選出された。

1969年12月、末川博氏退任にともなう「全教職員、学生、生徒を含む公選制」の新たな総長選挙規程が制定された。

2005年、「総長選任規程」が改訂されて、総長候補者推薦委員会の構成が変更された。教職員・学生の委員がゼロとなり、理事長と理事長が推薦する理事6名と、学外者1名という、教職員の関与をなくして理事長の推薦に集約される規程にされた。「2005年総長選任規程」の下で、2006年より総長は実質的に民主

的手続きに基づく選挙によって選ばれる存在ではなくなりました」(ゆにおん)教職員組合ニュース2014/6/6)。

2007年12月「立命館の民主主義を考える会(元教職員)」発足。

2008年12月「総長公選制を実現し学園民主主義を創造する会」発足。

2010年4月「総長選挙規程」が改定され、いくつかの問題点が残されているが「69公選制規程」における4原則を踏まえた民主的公選制の規程となった。

2010年10月の総長選挙では、川口清史総長が再選された。(川口清史 198票、坂根政男 154票。そして今回(2014年11月9日)の選挙で吉田新総長実現となった。

立命館に関わる組合、その他の組織のホームページでたどってみると、総長選挙をめぐる対立の背景には、様々な問題があった(現在進行中の問題も)ことが理解できる。ここでは学内外で議論になっている2点だけあげておく。

①2005年春闘における一時金1ヵ月カットという形での賃下げ。

2007年11月に百数十名の原告が提訴し、多くの支援者が集まって「一時金訴訟をすすめる会」が結成された。2012年3月29日、京都地裁では勝訴判決となったが、学園側が控訴、2013年5月31日、大阪高裁で和解が成立した。

②2007年3月23日の理事会において、理事長・総長の退任慰労金の倍増が提案され可決された。前理事長（現相談役）に1億2千万円、前総長（現理事長）に4千万円が支払われた。教職員には財政難を理由に一時金1カ月カットを押し付けながら、こうした「お手盛り」方式のやり方に学内外から批判が集中した。その後、2010年5月に役員報酬制度改革がなされ、規程が改正された。

### （3）追手門学院「落合」訴訟

#### 大阪地裁への提訴

2013年3月29日 追手門学院大学の前学長であつた落合正行教授が、同氏に対してなされた不当・不法な連続的な強制配転処分を違法として、学校法人・追手門学院（川原俊明理事長）を相手取って、大

阪地方裁判所に訴えた。落合教授は、追手門学院大学心理学部教授としての地位確認も求めている。

原告：追手門学院大学前学長・心理学部教授 落合正行  
被告：学校法人追手門学院（理事長 川原俊明）弁護士

昨年12月3日の第10回口頭弁論で、裁判長が被告（追手門学院）側に対して「学長を辞任したら教授でなくなるといふ（被告側の）論理には無理があるので、もう一度被告側から根拠を出すように」求めましたが、被告側は何ら根拠を示すことはできませんでした。

今年3月9日の公判において、被告側が提出した準備書面が明らかになりました。その言い分は、「原告が学長就任期間中に教授の地位になかったことは、明らかである。（会社などの場合）（部長などの）昇進辞令が発令された場合（あるいは従業員が昇進を承諾した場合）当該従業員は従前の職位（課長などの地位）を喪失する」という主旨ですが、①学長就任とともに教授としての地位を失う②学長辞任とともに元の教授に戻ることはありえない③従って学院として落合氏を教授としての処遇はしない、という乱暴な論理

です。

私は昨年12月3日の公判を傍聴しましたが、公判終了後に、落合先生、弁護士とも相談して、①公判の論戦（被告・学院側の道理のない点を追求）を広く知らせることの重要性、②落合先生支援を主旨とした「落合正行先生の裁判を支援する大学人の会」を結成し、裁判長に対する「要請署名」を呼びかけることを提案しました。世話人で相談した結果、広く呼びかけを開始しましたが、昨年未までに、関西一円をはじめ全国から200名を越える要請署名が結集され、1月21日に裁判所に提出しました。同時に呼びかけた支援カンパも40万円近く寄せられ、今も「拡散」し続けています。私は2月末のある学大会の場で以下の報告と訴えを行いました。

#### ①学内外でのきびしい監視・規制

川原俊明氏が追手門学院の理事長に就任すると、学長に選出された落合先生に対する執拗な攻撃や人事への一方的指揮などとともに、学内外での教職員の自主的活動に対して監視・規制が厳しくなつて、「ワンマン大学」「無権利大学」ともいえる状況におかれている。し

たがって裁判の進行状況など、学内では知らされていない、知らせることもできない状況にある。

#### ②公判での被告（大学側）の論理破綻

しかし、ここ数回の公判で明らかのように、裁判長から被告に対して「落合氏の教授職剥奪の根拠は何か？」との繰り返しの質問にたいして、被告側弁護士はまともに答えられない。裁判の局面では原告の主張が圧倒していることは明白で、川原氏は被告側筆頭弁護士（学院理事長でありながら川原弁護士が弁護士？）であるが出廷すらしていない。

③「勝手連」による情報「拡散」と裁判所への働きかけ  
12月3日の公判の後、「落合先生の裁判を支援する大学人の会」結成、「裁判長への要請署名」の取り組み、「支援する会ニュース」も発行されるようになった。

#### ④支援の輪を広げて勝利判決を

今後、5月の公判では原告側からの「反論」が提出され、その後「証人調べ」を経て、結審へと公判日程が続く。被告側は敗訴したとしても控訴など、引き延ばしと反撃に出てくる可能性大であり、支援の輪を一層広げて最終勝利まで取り組みをつよめていくことが必要である。

## 追手門学院大学の「異常事態」

2009年6月頃から、多数派理事らによる大学改編の動きが具体化。6月22日の大学評議会で学長選挙検討委員会が設置され、落合副学長（当時）が責任者に選出されるが、「学長選出については教職員の意見を十分に聞いて進めていきたい」旨の発言をしたところ、多数派理事から攻撃されるようになり、6月29日に副学長を辞任。

2009年9月、次期学長選挙が開始され、一次投票、二次投票を経て、落合教授が次期学長候補に選出された。2010年4月1日、落合学長就任。

8月、2007年6月に発生した学生の自死事件が新聞報道され、12月下旬、理事長が落合学長に対し、記者会見の場で謝罪し、学長の辞任表明をするよう迫った。落合学長は辞任拒否。

2011年9月の理事会まで続いた落合学長への辞任強要が失敗とみるや、多数派理事らは、2012年4月1日から改定寄付行為を施行、「この法人の設置する学校の長は…理事長が理事会の議を経て選任する。解任するときも同様とする。」という規定を追加し、学長を理事会の決議で解任できるようにした。

2012年4月2日、理事会が、学部長・副学長、その他の部長・センター長人事などを否認、辞任を迫られていた落合学長は、学長職の遂行困難と判断し、理事会に学長辞任届を提出した。同年5月26日、理事会はこれを承認した。

2012年7月20日、落合学長の辞任を受けて行われた学長選挙では、当時副学長の職にあった教授が大差で当選したが、理事会は新規規定によって、上記の当選者を排除し、落選した対立候補を学長に任命した。理事会は2013年4月より、学長選挙規程を改悪し、教職員による投票を廃止し、理事長が推薦した者を理事会が選考するとした。

2012年2月、選挙で次期心理学部長が選ばれたが、理事会はこれを承認しなかった。現在5学部中3学部で、教授会での投票で信任されていない人物が学部長に任命されている。

川原理事長は、「学問の自由とか大学自治については私立大学には適用されない。大学の中で理事会や執行部に対して自由を主張することは憲法の保障するところではない」と主張している。